

仕 様 書

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「当機構」という）が事務局となり、その加盟団体等が参画し連携して実施する事業の内容について以下の通り定める。

1. 事業名

令和 8 年度（2026 年度）

江戸街道・広域エリア情報発信プロモーション事業 インフルエンサー情報発信「江戸街道・GREEN」

（以下「本事業」という）

2. 事業の目的

当機構のマネジメントエリア（以下「関東広域エリア」という）の中で、「3. 事業の内容」(1)で規定する本事業の実施主体が有する多種多様な観光資源を、対象市場に向けて情報発信することにより、域内への訪問・周遊に結び付け観光消費拡大に資することを目的とする。

3. 事業の内容

(1) 本事業の実施主体

東京都、神奈川県、山梨県（以下「連携先都県」という）及び当機構の 4 団体を実施主体とする。

(2) 事業予算

10,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(3) 事業の概略

特定観光地への集中を解消し、関東広域エリアに連なる多様性に満ちた地域資源を「街道」「GREEN」というテーマで情報拡散を行うため、海外のインフルエンサーを活用し情報発信を行う。

4. 企画提案において求めること

(1) インフルエンサーの招聘及び情報発信

仕様書別紙 1 により、提案書（見積書含む）を作成すること。

(2) (1)に伴う周遊行程の作成およびその旅行手配等

仕様書別紙 2 により、提案書（見積書含む）を作成すること。

5. 事業完了報告書等の作成及び提出

(1) 以下の内容を成果物として、2027 年 1 月 22 日（金）までに提出すること。

① 事業完了報告書

② 事業概要 ※ ①の要約として、A4×2 ページまたは A3×1 ページにまとめたもの

(2) 提出方法は、紙又は電子データ（PDF 等）のいずれかと、それらを記録媒体に収納したものとする。

(3) 提出先は、第 3 項(1)の本事業における実施主体の各構成員宛とする。

6. その他留意事項

(1) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす能力及び経験を有する担当者を明確にし、当機構との間で連絡・調整を密に行える体制を整えること。

(2) 本事業は、当機構と十分な協議を行いながら運営することとし、本仕様書の内容や作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度、当機構と協議の上、その指示に従い作業を進めることとする。また、当機構は、事業期間中にいつでもその状況報告（報告書の作成含む）を求めることが出来ることとする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、当機構と協議の上、対応することとする。
- (4) 当機構の確認等が必要な事項については、十分な時間を確保して進めること。
- (5) 本事業の成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から当機構に譲渡されたものとする。また、受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業の権利関係（撮影者、肖像権、掲載物件）につき疑義が発生した場合は、全て受託者の責任において対応すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正又は再印刷等の必要な措置を講じること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報の管理は、厳正に実施すること。
- (9) 必要に応じて緊急時の連絡体制を構築し、当機構と情報を共有すること。

以 上